

2021（令和3）年8月3日

警察庁長官 松本光弘 殿

福岡県弁護士会
会長 伊藤巧示
同人権擁護委員会
委員長 中原昌孝

勧告書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、●市●区の●●●●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴組織に対して下記のとおり勧告をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本勧告をすることとした理由は、別紙「勧告の理由」記載のとおりです。

記

既に採取された申立人の被疑者写真記録、指掌紋記録及びDNA型記録のデータを警察庁のデータベースから抹消・破棄すること

以上